

(様式9-(16))

放射性同位元素装備診療機器備付届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第 15 条第 3 項、医療法施行規則第 24 条第 1 項第 7 号及び第 27 条の 2 の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地			
2 診療用放射線照射機器に関する事項	放射性同位元素の種類		
	製作者名		
	型式		
	個数		
	1 個あたり数量 (Bq)		
	合計数量 (Bq)		
	物理的半減期 30 日以下のもの	1 日最大使用予定数量 (Bq)	
最大貯蔵予定数量 (Bq)			
3 医師・歯科医師及び診療放射線技師の氏名及び放射線診療に従事する経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴

* 放射性同位元素装備診療機器を複数台設置する場合は、NO.2 を装置ごとに添付すること

4 予定使用開始時期		年 月 日			
5 使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	使用の場所				
	1週間の延べ使用予定時間		6時間未満 ・ 6時間以上		
	1日最大使用予定数量		Bq		
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料 ・ その他()		
	使用室の防護物の概要			構造	材料
		天井			
		周囲の壁	東		
			西		
			南		
			北		
床					
出入口のとびら					
その他の開口部					
出入り口の構造		通常出入口 所 ・ 非常口 所			
標識		有 ・ 無			
6 使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域を設ける場所			
		境界における実効線量		mSv / 3月	
		立入制限措置		さく ・ その他()	
		標識		有 ・ 無	
	敷地内の境界・その他	注意事項の掲示		有 ・ 無	
		敷地内居住区域及び境界の実効線量		μSv / 3月	
		入院患者(放射線治療患者を除く)の被ばく実効線量が1.3mSv / 3月以下となる放射線防護措置		有 ・ 無	
		取扱者の被ばく防止用取扱器具			
取扱者の被ばく測定器					

(様式9-(17))

放射性同位元素装備診療機器等に関する変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フガナ)
氏 名

下記のとおり、放射性同位元素装備診療機器、使用室、従事職員等を変更するので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第1項第11号及び第29条第2項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地		
2 変更しようとする理由		
3 変更年月日		年 月 日
4 変更しようとする事項	変更前	
	変更後	

* 放射性同位元素装備診療機器並びに同使用室の構造を変更する場合は、NO.2~3を添付すること。
また、同装置を複数台変更する場合は装置ごとにNO.2~3を添付すること。

1 診療用放射線照射機器に関する事項	放射性同位元素の種類					
	製作者名					
	型式					
	個数					
	1 個あたり数量 (Bq)					
	合計数量 (Bq)					
	物理的半減期 30 日以下のもの	1 日最大使用予定数量 (Bq)				
最大貯蔵予定数量 (Bq)						
2 使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	使用の場所					
	1 週間の延べ使用予定時間		6 時間未満 ・ 6 時間以上			
	1 日最大使用予定数量		Bq			
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料 ・ その他 ()			
	使用室の防護物の概要			構造	材料	厚さ
		天井				
		周囲の壁	東			
			西			
			南			
			北			
		床				
出入口のとびら						
その他の開口部						
出入口の構造		通常出入口 所 ・ 非常口 所				
標識		有 ・ 無				
3 使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要 管理区域	管理区域を設ける場所					
	境界における実効線量		mSv / 3 月			
	立入制限措置		さく ・ その他 ()			
	標識		有 ・ 無			

3 使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要	敷地内の境界・その他	注意事項の掲示	有 ・ 無
		敷地内居住区域及び境界の実効線量	$\mu\text{Sv} / 3\text{月}$
		入院患者(放射線治療患者を除く)の被ばく実効線量が $1.3\text{mSv} / 3\text{月}$ 以下となる放射線防護措置	有 ・ 無
		取扱者の被ばく防止用取扱器具	
		取扱者の被ばく測定器	

(様式9-(18))

放射性同位元素装備診療機器廃止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、放射性同位元素装備診療機器を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第12号及び第29条第1項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地		
2 廃止した放射性同位元素 装備診療機器	種 類	
	形 状	
	廃止時における放射線源の数量	Bq
	廃 止 し た 理 由	
	廃 止 年 月 日	年 月 日
	廃 止 後 の 処 分 方 法	
3 放射性同位元素装備診療機器廃止後の使用室の用途		